

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画金沢市粟崎町4丁目地区地区計画を次のように決定する

	名 称	金沢市粟崎町4丁目地区 地区計画
	位 置	金沢市粟崎町4丁目の一部
	面 積	約11.9ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR金沢駅から北西約6.3kmに位置し、能登有料道路及び日本海に近接しており、陸海等での様々な物資の運搬も可能であるため、交通利便性が高い、工業地区として優れた地区である。</p> <p>当地区周辺は工業系の土地利用が図られている地域であるため、周辺環境と調和した魅力的で潤いのある工業地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>工業地区としての適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、東側に広がる住居系地区への環境等に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、及び垣又はさくの構造の制限を行い、魅力的で潤いのある工業地が形成されるよう誘導する。</p>

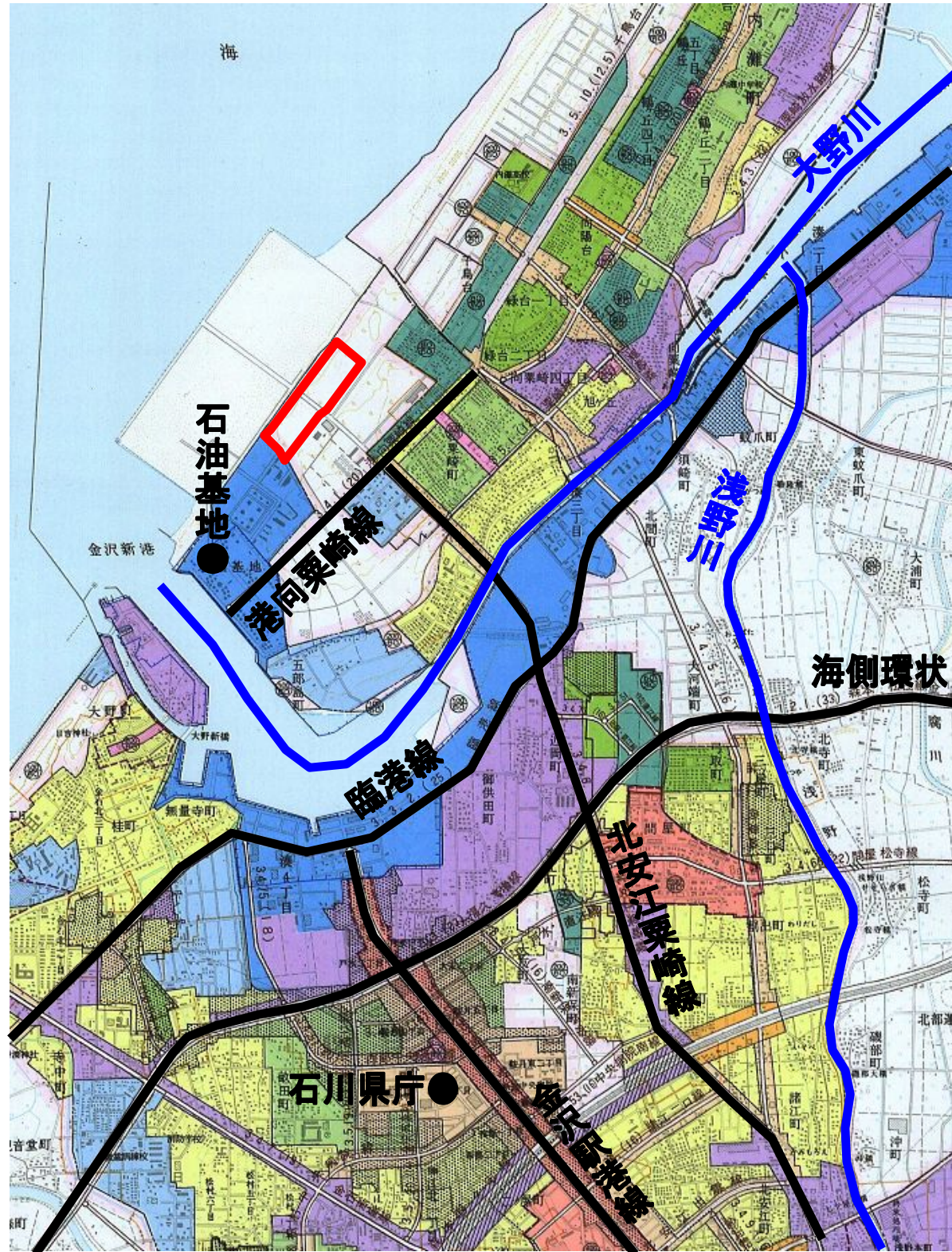
地区整備計画 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築基準法別表第2(を)項各号に掲げる建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面等」という。)から道路境界線又は隣地、調整池、水路(以下「隣地等」という。)の境界線までの距離は、それぞれ2m以上としなければならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので次に該当するものとする。 (1) 屋上及び屋根面に設置しない。 (2) 独立広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。
	建築物の緑化率の最低限度	20%
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合(壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。)外に設ける場合を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの

(理由)

市の開発により基盤整備を予定している本地区において、周辺環境と調和した工業地区の形成を目標に、適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。

位置図

地区計画の決定（金沢市栗崎町4丁目地区）



計画図

地区計画の決定（金沢市栗崎町4丁目地区）

